

（現状分析と課題について）

- 5 • 近年、計画等の策定に関する規定が増加してきているのは、近年の政策課題に対する立法措置や政策手段として、地方公共団体に計画を策定させることがパターン化しているからではないか。

- 10 • 本来、地方公共団体における計画等の策定は、地域の課題や現状を踏まえ、住民と合意形成を行い、地域全体で主体的な取組を進めるために活用すべきものではないか。

- 15 • 国が地方公共団体に対して計画等の策定を求めることで、本来国がやるべき仕事を地方公共団体に行わせていることになっているのではないか。

- 20 • 施策における KPI の設定や PDCA サイクルによる改善につなげることを理由として計画等の策定を求める手法が多様化されているのではないか。

- 25 • 計画等の策定及び計画の進行管理や検証に要する事務負担は、人員や体制が限られた小規模な市町村ほど負担感が重くなるのではないか。

- 30 • 地方公共団体は、非常に限られた職員で業務に対応しなければならず、より一層の業務の効率化を図らないと計画等の策定にかかる事務負担に耐えられず、住民サービスの低下につながるのではないか。

- 35 • 計画等の策定にあたって調査等の手続を義務付けている場合について、地方公共団体においては、職員の業務の負担のみならず、住民や事業者へのアンケートの実施等外部委託に係る財政的な負担も生じているのではないか。

- 法令上、計画等の策定が努力義務やできる規定となっているものであっても、その策定自体が、実質的な義務付けであると地方公共団体から受け止められているものが少なからずあるのではないか。

- 法令上、計画等の策定が努力義務やできる規定となっているものであっても、通知等において計画等に記載すべき事項やその手続等を定めることにより、実質的な義務付けであると地方公共団体から受け止められているものがあるのではないか。

40

- 計画等の策定に係る負担が大きくなると、計画等の策定自体が目的化してしまい、計画等に記載された内容の実行が二の次になりかねないのではないか。

- 国として必要なのは、地方公共団体が行政目的を達成するための施策を確実に実行していくことであり、計画等の策定それ自体ではないのではないか。

45

- デジタル化の進展により、報告・情報提供や市民等との情報共有のあり方にも変化を及ぼすことが考えられ、計画そのものやその策定過程にも影響を与えるのではないか。

50

- 法令を制定する段階で、同一目的の計画の重複は避けなければならないという考え方を徹底する必要があるのではないか。

55

- 平成20年の第2次勧告や平成21年の第3次勧告においては、見直し対象範囲である計画等の策定に係る規定についての講ずべき措置の1つとして、努力義務化又はできる規定化することが示されているが、努力義務やできる規定となっている計画等の策定に係る規定についても見直すべきではないか。

60

- 法令に根拠を持たず、通知等により策定を求められている計画等について、法令に根拠を置くことを求めることは、地方公共団体の負担軽減の観点からは逆行すると考えられることから、法令に根拠があるか否かにかかわらず地方公共団体の負担軽減の観点から見直すべきではないか。

- 計画等の策定及び手続を義務付ける際に留意すべき一般通則的ルールについて議論すべきではないか。

65

(計画等の策定を求める手法の妥当性について)

- 計画等の策定を求める手法が妥当だと考えられる場合は、どのような場合か。

(例)

70

- 条約や国が法令上の責任を有する政策の実施に関して、地方公共団体が事務を担う責務を有し、かつ国が策定した計画との整合性の確保が必要な場合

- 75
 - 全国レベルの施策の推進に際して、より効果的・効率的な実現手法が存在しない場合
 - 法令上税財政措置の要件となる場合
 - 個人や企業の権利義務に直接影響を及ぼす場合
 - 自治事務に関連した技術的助言としての計画手法の奨励する場合
 - 資源の管理・再配分を目的とする施策において、その積算根拠としての意味を持つ場合
 - 80
 - 法律が施策目標のみを提示しており、具体的な規制・給付内容について広範な関係者の参加手続を経て各地方公共団体において具体化することを目的とする場合
 - 85
 - 計画等の策定を求める手法が明らかに妥当でないと考えられ、特に見直しを求める必要がある場合は、どのような場合か。
(例)
 - 国が数量や状況を把握することを主たる目的とする場合
 - 実質的に市町村が策定する計画の内容をとりまとめることにすぎない場合
 - 90
 - 他の計画と策定の趣旨や目的が著しく重複する場合
 - 計画等の策定をすることで得られる効果に比して事務負担が大きい場合
 - 95
 - 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、国が関与して、しっかりと地方行政を機能させていくようにすべきという視点もあるのではないか。
 - 100
 - 提案募集方式において、改めて地方公共団体で負担と感じている計画や政策上実質的な役割が認められない（あるいは既に役割を終えている）計画、役割・内容に相応しない過剰な作業・手続が求められている計画等を洗い出す必要があるのではないか。
 - 105
 - 既存の計画等について、所管府省が自ら、計画等の策定を規定する法令の見直しや、内容の重複や必要性の低下がみられる計画の統廃合などの見直しを行っていくよう求めるべきではないか。
- (あるべき姿について)
- 計画等の策定について、努力義務規定及びできる規定とされているもの並びに法令の根拠を持たずに策定を求めるものについては、策定は地方公共団

110 体の自主性に委ねられているものであり、その策定等の事務処理に関し、法定されていない限り、国からの関与を受け、又は要することとされることはないことを改めて明確にすべきではないか。

115 • 国として、計画等の策定を奨励する場合には、あくまで自治事務に対する技術的助言であり奨励に過ぎないこと及びなぜ奨励するのか理由を明確に示すべきではないか。

120 • 計画等の策定については、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、真に必要なものに限るとともに、新たなものについても可能な限り抑制する必要があるのではないか。

125 • 計画等の策定を求める規定を持つ法律は議員立法によるものも見受けられることから、議員立法の立案過程において、計画等の策定を求めることが地方公共団体の負担となっているという考え方を伝えていく必要があるのではないか。

130 • 計画等の策定にあたって、計画等に定めるべき事項については、法令により義務付けるのではなく、地方の自主性に委ねることを原則とすべきではないか。

135 • 計画等の策定にあたって、国等への同意を要する協議や合議制の機関への意見聴取、議会への報告といった手続についても、自治事務については法令により義務付けるべきではなく、地方の自主性に委ねることを原則とすべきであり、国や他の地方公共団体との調整を要する場合や法定受託事務の場合に限定されるべきではないか。

140 • 計画等の期間については、独自に地方公共団体において実施している施策との整合性をとりやすくするために、地方の自主性に委ねることを原則とすべきではないか。

145 • 地方公共団体においては、限られた人員の中で計画等の策定も行わなければならないことを踏まえ、資源制約の下での簡素で効率的な地方公共団体の運営を確保する観点からも、在り方を検討すべきではないか。

- 145
- 団体の規模の如何にかかわらず、全国一律に計画等の策定を求めることが適当かどうか。
- 150
- 都道府県が小規模な市町村と策定することや市町村が隣接する市町村と策定するといったように、他の地方公共団体と共同での策定も可能であることを原則とすべきではないか。
 - 当該事項と関連する他の事項の計画と一体をなす形での策定や、当該事項を包括する総合的な計画の中に織り込む形での策定も可能であることを原則とすべきではないか。
- 155
- 社会保障関係の計画のように、ニーズ調査が重なり合う計画の場合には、計画の期間を揃えて一体的に作成することを原則にすれば、ニーズ調査に関するコストが圧縮され、自治体の負担軽減につながるのではないか。
- 160
- 国が地方の実態を把握するため情報が必要なのであれば、地方公共団体に計画等の策定を行わせるのではなく、情報提供を求めれば足りるのではないか。
- 165
- 国が全国状況を把握するために作成させる計画は、デジタルの活用による情報集約に変更すべきであり、全市町村、都道府県、国で共通した指標を用いて行うことで情報連携がしやすくなり目的が達成できるのではないか。